

日本ゴム精練工業会会則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は日本ゴム精練工業会と称する。(英語名: JPMA=Japan Polymer Mixing Manufacturers Association)

(目的)

第2条 本会は会員相互の企業の発展と親睦を図ることを以て目的とする。

(事業)

第3条 本会は本部を会長会社に置く。

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行うことができる。

1. 生産性の向上、品質の改善、技術の向上等を図る。
2. 必要に応じ学識経験者の講習会を開催する。
3. その他、本会の目的に必要な事業。

第二章 組織

(会員)

第5条 本会の会員はゴム精練加工を営む事業者を以て正会員とし、関連の材料メーカー、機械メーカー等を以て賛助会員とする。

(入会)

第6条 本会に入会を希望する事業者は理事2名の推薦を得て、理事会の承認をもって会員とする。

(退会)

第7条 本会を退会するものは、理事会の承認を得た上で退会することができる。

(役員)

第8条 1. 本会は次の役員を置く。役員は理事を兼務する。

会 長	1名	副会長	1名
会 計	1名	会計監査	1名

2. 次の理事を置く。理事 10名以内

第9条 1. 会長会社は理事会において選出し、総会の承認を以て決定する。任期は1年間とする。但し再選を妨げない。

2. 会長は役員と理事を推薦し、総会で承認を得る。また、副会長は次期会長会社とする。

3. 理事の任期は1年間とする。但し再任は妨げない。

第10条 本会は総会の推薦により顧問・相談役を置くことができる。

第三章 運営

第11条 会長は会務を総括し本会を代表する。

- 第12条 本会の会議は会長が招集し議長となる。会長に事故あるときは副会長がこれに替わる。
- 第13条 また、会務の運営、議事録等の作成を行う事務局を会長会社に置く。但し、会長からの要請により前会長会社が事務局を務めることもある。
- 第14条 本会の解散は正会員の3分の2以上の決議を必要とする。

第四章 会議

(理事会)

- 第15条 理事会は第8条に定める理事をもって構成し重要な事項を審議決定する。

(総会)

- 第16条 本会の定期総会は毎年4月に開催する。
- 第17条 臨時総会は必要に応じ会長が招集し、開催する。
- 第18条 総会は正会員の2分の1以上の出席を以って成立し、その議決は出席正会員（委任状を含む）の3分の2以上の賛成を得て決する。

第五章 会計

(会費)

- 第19条 本会の運営費及び通信費として正会員は年額30,000円を、賛助会員は年額20,000円を納めることとする。
- 第20条 本会の事業年度は4月1日より翌年3月末日迄とする。
- 第21条 会計監査は総会前に実施し、総会にて承認を行う。

第六章 附則

- 第22条 本会則に定めるもののほか本会の運営に必要な事項は別に定める。
- 第23条 本会則の改廃は総会において審議し決定するものとする。
- 第24条 本会則は平成27年1月1日に発効する。

日本ゴム精練工業会